

森本工業団地への立地企業を募集します！

市内・市外企業を対象

令和5年3月22日
京丹後市役所

平成22年度に分譲を開始した「森本工業団地」につきましては、企業の初期投資にかかる負担を軽減するため、平成27年度に「用地貸付方式」を導入しました。

この度、第2区画につきまして、用地貸付方式により立地企業を募集することとしましたのでお知らせします。

1 募集する区画

森本工業団地 第2区画 (5,702.19 m²)

2 分譲方法

次の3方式により立地企業を募集します。

①「譲渡」

用地を売買契約により譲渡するものです。契約成立後、土地代を支払っていただきます。

②「貸付特約付譲渡」

一定期間（10年以内）用地を貸し付け、その期間満了時に用地を譲渡するものです。貸付期間は賃借料のみ支払っていただき、貸付終了時に土地代を支払っていただきます。

③「貸付」

用地の貸付を行うものです。企業には年度毎に賃借料を支払っていただきます。

3 条件

●第2区画全面（法面含む）の譲渡、貸付特約付譲渡及び貸付となります。

●土地価格、貸付料の目安

・「譲渡」の場合

土地価格：10,900円程度/m²

・「貸付特約付譲渡」の場合（※10年間の貸付後に譲渡する場合）

貸付料（年額）：270円程度/m²

貸付期間終了時の譲渡代金：8,760円程度/m²（貸付年数等により変動）

・「貸付」の場合

貸付料（年額）：450円程度/m²

（固定資産税評価額の6%。3年ごとの評価替えにより変動）

●①～③の分譲方法すべてにおいて、契約時に別途契約保証金が必要です。

※「譲渡」及び「貸付特約付譲渡」は、議会の議決により土地価格、貸付料の額が決定されますので、上記の額が変更となる場合があります。

4 募集対象企業と土地の用途

募集対象企業は、①～③の分譲方法の契約日から2年以内に用地を直接的に使用して操業を開始する企業で、市内・市外企業の別は問いません。

土地の用途は、製造業、物流業、研究所などの設置及び操業とし、工業団地の立地にふさわしくない用途（住宅、販売、風俗営業、公序良俗に反する活動、廃棄物処理、娯楽・遊技目的等の施設）は対象外です。

5 募集期間

- 「貸付特約付譲渡」及び「貸付」

令和5年3月22日（水）～令和5年6月30日（金）

- 「譲渡」

募集期間は特に定めず、随時、ご相談、お申込みを受け付けます。

6 立地企業の決定

京丹後市工業団地工場用地譲受人等審査選考委員会で審査・選考を行い、「譲渡」、「貸付特約付譲渡」については議会の議決を得た上で、決定します。

問合せ先：商工観光部商工振興課
産業立地・新事業促進係
電話：0772-69-0440

森本工業団地 区画図

